

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	賀集八幡南 (賀集八幡南)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、水稻とたまねぎやレタス等の露地野菜が中心である。一部地域にはイノシシによる被害が多発しており生産意欲が減退している耕作者もいる。地域内農地については、ほ場整備事業が完了しており、現時点では耕作放棄地はほぼ発生していない。地域内には大規模経営体は不在であり、担い手の高齢化は顕著であり40歳以下は11.6%で60歳以上では65.5%となっている。ほぼ半数の49%が兼業農家であり、規模拡大希望が9.3%と少なく、将来農業をやめる件数が増加する懸念がある。担い手の内、44%で後継者が不在となっており現状維持には限界があると思われる。現在農地の借地耕作により隣接地域からの参入はあるが、このような担い手が増加しないと耕作放棄地の発生が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻と露地野菜を基本に個人経営で行っており、個々に機械を所有していることから効率的かつ効率的な営農が行われていない。今後は農地の集積・集約化を進めるとともに、共同化営農やオペレーターの育成を進める一方でオペレーター委託するシステム構築を進めていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
毎年変わっていく地域内の状況に合わせて、地域計画を見直していく中で、地域内における規模拡大意向の農家へ地域内の担い手に農地を集約化していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内の農地についてはほぼ、基盤整備が完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は兼業農家が多く、今後この傾向は大きく変わらないと思われ、今後もこの地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため共同経営を含めた経営継承が円滑に行えるように地域一体となって取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ水稲については外部のコントラクターにWCS用稲の作業委託をお願いをしている。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害については設置済の防護柵の点検等を定期的に行い鳥獣被害を最小限に抑えるよう努める。 ③スマート農業に取り組み、省力化を目指す。 ⑦農地水利施設設備の維持管理のために定期的に草刈りや溝掃除等を行っており、多面的機能支払制度等を活用しながら今後も継続して実施する予定。 ⑧共同化農業に当たっての機械の保管が困難になってくるので、離農者が出た場合、倉庫を借りられるように話を進める。 ⑩共同化を進めるなかで法人化も視野にいった話し合いも進める。				